

■総合水泳・水遊場整備事業 入札説明書等に関する質問・回答（参加資格関係以外）

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
1	要求水準書 添付資料②	—	—	—	—	—	—	令和元年度の事業報告を開示願います。	令和元年度事業報告書を配布資料に追加いたします。 様式1-1の守秘義務誓約書をご提出いただき、既に配付資料を受領済みの企業に対しては該当報告書を配布させていただきます。
2	要求水準書 添付資料②	箕面市立総合 運動場事業報 告（平成30年 度）p30	6	(2)	—	—	—	第二総合運動場のみの支出明細をご教示願います。	現在、第一総合運動場と第二総合運動場は同一指定管理者が一体管理しており、不可分の支出項目もあるため、第二総合運動場のみの支出明細を公表する予定はありません。 また、事業報告書の支出実績については、あくまで現指定管理者の考えに基づき運営・維持管理業務を行った実績であるため、各年度の事業報告書の支出実績は参考程度とし、創意工夫を発揮した事業計画が提案されることを期待しています。
3	要求水準書 添付資料②	箕面市立総合 運動場事業報 告（平成30年 度）p30	6	(2)	—	—	—	外部委託費の詳細をご教示願います。	事業報告書の支出実績については、あくまで現指定管理者の考えに基づき運営・維持管理業務を行った実績であるため、各年度の事業報告書の支出実績は参考程度とし、創意工夫を発揮した事業計画が提案されることを期待しているため、外部委託費の詳細を公表する予定はありません。
4	要求水準書 添付資料③	—	—	—	—	—	—	体育館、多目的グラウンド、テニスコートの利用料収入をご教示願います。	「総合運動場利用料」のうち、「1 第二総合運動場」に体育館、多目的グラウンド、テニスコートの利用料収入が含まれております。なお、体育館、多目的グラウンド、テニスコートのそれぞれの利用料収入を公表する予定はありません。
5	要求水準書 配布資料f	—	GEN12	総合敷地現 況図	—	—	—	市費にて、事業敷地の高低測量を実施して頂けないでしょうか。 市費での実施が難しい場合、事業者の費用と責任で高低測量を行うことは可能でしょうか。	事業敷地の高低測量を新たに市で実施する予定はないため、事業敷地条件は、配布資料等をご確認ください。なお、提案書提出前に事業者の費用と責任で測量を行うことは可能です。
6	要求水準書	p28	第3	5	(1)	プールろ過 設備	—	「高度処理装置を有すること。」とありますが、高度処理装置とは「オゾン処理」または「紫外線照射処理」の2種類と考えてよろしいですか。また、高度処理装置の設置が必要なのは屋内プールのみで、屋外プールは不要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書p77,ク) に示すプールの水質維持管理業務を適切かつ高度に実施することが可能な屋内プールと屋外プールのろ過設備を提案してください。「オゾン処理」「紫外線照射処理」機能を必ず有している必要はありません。
7	要求水準書	p58	第5	1	(3)	ウ	—	引継ぎ業務は事業契約締結日から供用開始までの間に行うということによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、基本協定書（案）第8条に基づき、引継ぎ業務を実施していただいても構いません。また、市は、現指定管理者からの業務の引継ぎが適切・円滑に行われるよう、協力いたします。
8	要求水準書	p60	第5	2	(2)	—	—	既存市民プールの運営・維持管理は令和3年から5年までの間、実施しなくてもよろしいでしょうか。	要求水準書p60,2,(3)運営業務期間に示すとおり、既存市民プールの運営・維持管理業務は、令和3年4月1日から当該施設の解体撤去工事開始まで行ってください。
9	入札説明書	p15	第3	4	(1)	③	ア～エ	既存施設等見学会の実施回数が記載されておませんが、「既存施設等の運営に支障をきたさない常識の範囲内」で申込書の提出に応じ適宜実施して頂ける、との理解で宜しいでしょうか。	原則、1応募事業者あたり、1回の既存施設等見学会を想定しております。ただし、1回の施設等見学会で確認ができない事由がある場合は、2回目以降の施設等見学会の申込みも可とします。